

# 令和6年度岡山県心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領

## 1 趣旨

「障害者週間」の実施に伴い、障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害のある人に対する国民の理解の促進を図るため、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し表彰するものである。

## 2 主催

岡山県及び内閣府

## 3 募集テーマ

### (1) 心の輪を広げる体験作文

出会い、ふれあい、心の輪－障害のある人とない人との心のふれあい体験を広げよう－

### (2) 障害者週間のポスター

障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

## 4 応募資格

### (1) 心の輪を広げる体験作文

岡山県内（岡山市を除く。）に在住する小学生以上

### (2) 障害者週間のポスター

岡山県内（岡山市を除く。）に在住する小学生及び中学生

※ (1) (2) とともに、児童生徒については、岡山市又は県外に在住であっても、通学している学校所在地が岡山県内（岡山市を除く。）である方は応募可能です。

## 5 募集の方法

### (1) 心の輪を広げる体験作文

#### ア 作文の題名（タイトル）及び内容

作文の題名（タイトル）は自由とする。また、内容は、障害のある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。

なお、応募作品は、未発表のもの1編に限る。

#### イ 募集の区分

小学生区分、中学生区分、高校生区分及び一般区分の4区分とする。

#### ウ 制限字数、用紙の様式、作成方法等

(ア) 1編当たりの制限字数は、小学生区分及び中学生区分については、400字詰め原稿用紙2～4枚程度とし、高校生区分及び一般区分については、400字詰め原稿用紙4～6枚程度とする。

(イ) 用紙は、原則として400字詰め原稿用紙（B4判又はA4判。横向き・縦書

き)を使用する。

(ウ) パソコン等の電子機器による作成も可とする。この場合、用紙は(イ)に準じるものとする。

(エ) 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。推薦後に使用が発覚した場合、岡山県は推薦を取り消す。

#### エ 応募者に関する資料

作品には、氏名、住所、年齢(生年月日)、所属先(学校名・学年又は職業)、電話番号、FAX番号、障害の有無・程度、作品の題名(タイトル)及びその他参考となる事項等を記した用紙(別紙様式1)を添付すること。

#### (2) 障害者週間のポスター

##### ア 作品の題名(タイトル)及び内容

作品の題名(タイトル)は、自由とする。また、内容は、障害のある人に対する理解の促進等に資するものとし、障害のある人となない人の間の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるものとする。

なお、応募作品は、未発表のもの1点に限るものとし、作品中に標語その他の文字は入れないものとする。

##### イ 募集の区分

小学生区分及び中学生区分の2区分とする。

##### ウ 規格、画材、作成方法等

(ア) 規格は、画用紙のB3判(横364mm×縦515mm)又はいわゆる四つ切り(横382mm×縦542mm)を使用し、これに満たない作品は、B3判の台紙に貼付する。

なお、内閣府が広報用のポスターを作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦向き(縦長)での作成とする。

(イ) 彩色画材は、自由とする。

(ウ) 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。推薦後に使用が発覚した場合、岡山県は推薦を取り消す。

#### エ 応募者に関する資料

作品には、氏名、住所、年齢(生年月日)、所属先(学校名・学年)、電話番号、FAX番号、障害の有無・程度、作品の題名(タイトル)及びその他参考となる事項等を記した用紙(別紙様式2)を添付すること。

#### 6 募集期間

令和6年7月1日(月)から令和6年9月2日(月)[必着]までとする。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は、持参による受付は行わない。

#### 7 作品の選定方法等

##### (1) 岡山県

応募作品は、岡山県において審査する。

心の輪を広げる体験作文については、4区分ごとにそれぞれ1編を選定する。

障害者週間のポスターは、2区分ごとにそれぞれ1点を選定する。

なお、選定した作品は、岡山県推薦作品として内閣府に送付する。

## (2) 内閣府

各都道府県及び指定都市から推薦された作品は、内閣府総理大臣又は内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当する者（内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当するものが置かれていないときは、内閣官房長官。以下「担当大臣」という。）が、「心の輪を広げる体験作文」については、小学生区分、中学生区分、高校生区分及び一般区分の4区分ごとに最優秀賞1編、優秀賞3編及び佳作5編程度を、「障害者週間のポスター」については、小学生区分及び中学生区分の2区分ごとに最優秀賞1点、優秀賞1点及び佳作5点程度を、外部有識者の意見を聴いた上で、それぞれ選定する。

なお、より多くの者に機会を設ける趣旨から、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」のいずれも、過去を通して入賞は一度限りとする。

## 8 表彰

最優秀賞受賞者に対しては、内閣総理大臣からの賞状及び表彰楯が、優秀賞受賞者に対しては、内閣府特命担当大臣からの賞状及び表彰楯が、佳作受賞者に対しては、内閣府政策統括官（政策調整担当）からの表彰楯が贈られる。

## 9 著作権等

岡山県が推薦した作品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他一切の権利は、内閣府に帰属するものとする。また、作者（応募者）は、推薦された作品について、内閣府及びその指定した第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

## 10 その他

(1) 作文及びポスターの入賞作品については、内閣府が、作品集を作成し全国に配布するほか、内閣府ホームページ等に掲載し、全国的な啓発広報に活用する。また、「障害者週間のポスター」の最優秀賞作品は、内閣府が作成する広報用ポスターの原画等として使用される。

(2) 入賞作品の使用、編集等に当たっては、内閣府が作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

(3) 作品の応募に当たり、不正等が発覚した場合は、岡山県が推薦を取り消したり、内閣府において事後に推薦の受付及び入賞を取り消すことがある。

## 11 応募先及び問合せ先

岡山県子ども・福祉部障害福祉課（障害福祉企画班）

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6

TEL：086-226-7343

FAX：086-224-6520